

後期高齢者医療保険の被保険者証は7月更新

●新しい被保険者証を送付
現在使用している後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日(月)までです。新しい被保険者証は7月下旬に送ります。有効期限を確認の上、8月1日(火)からは新しい被保険者証を使用してください。

減額・限度額認定証も更新

有効期限が7月31日の減額認定証(※1)または限度額認定証(※2)を持っている人で、世帯全員の所得状況が確認でき、8月以降も交付対象となる人には、7月下旬に新しい認定証を送ります。入院や高額な外来にかかる時にこの認定証を医療機関に提示すると、病院・薬局ごとの窓口負担が自己負担限度額までの支払いとなります。

なお、これから減額認定証または限度額認定証の交付を希望する人は、市民課または西根・安代各総合支所で申請してください。

※1 減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)

住民税非課税世帯に属する被保険者が交付を受けられます。※2 限度額認定証(限度額適用認定証) 自己負担割合が3割で、同世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも、690万円未満の場合に交付を受けられます。

自己負担限度額表(月額)

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
	現役並みⅢ	252,600円+(医療費-842,000円)×1%
現役並みⅡ	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	※2
現役並みⅠ	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	※2
一般Ⅱ	18,000円または(6,000円+(医療費-30,000円)×10%)の低いほう	57,600円
一般Ⅰ	18,000円	57,600円
低所得者Ⅱ	8,000円 ※1	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円 ※1	15,000円

保険料額の通知

保険料は被保険者ごとに決まり、個人で納めるものです。

5年度後期高齢者医療保険料額決定通知書は、7月中旬に送ります。

保険料の詳しい算定内容は、届いた決定通知書を確認してください。

●問い合わせ先 市民課 国民年金係(☎・内線1073)

西根地区の家屋現況調査を行っています

家屋の現況調査は、家屋課税台帳に登録されている事項(所在地・種類・面積など)と現況とを比較し、増改築や未調査による課税漏れ、または取り壊しなどがある家屋を調査するものです。

●調査期間 5年12月まで

●対象 西根地区

●調査の結果 新たに課税対象になる家屋は、詳細な家屋調査(内覧・計測など)を行う場合があります。

●その他 名札と身分証明証を携帯した市職員が行い、敷地内に立ち入る場合があります。なお、調査時に市税などを徴収したり、家屋の修繕業者をあっせんしたりすることはありません。

はありませぬ。●問い合わせ先 税務課 資産税係(☎・内線1136)

災害情報を案内する専用電話番号が変更

7月1日(土)から盛岡消防本部の災害情報案内用電話番号が変更になります。災害情報案内を利用するときは、電話番号の掛け間違いに注意してください。

●変更後電話番号 050・5536・3895

●問い合わせ先 防災安全課 消防防災係(☎・内線1263)、八幡平消防署(☎76・2119)

国税の納税通知書を7月中旬に発送します

【資格に異動があるとき】 社会保険などの健康保険に加入・脱退したときは、14日以内に届け出が必要です。就職や退職した際は忘れず市民課に届け出をしてください。【申告は済んでいますか】 国税は前年の所得を基に

計算するため、確定申告などが済んでいないと正しい算定ができないほか、軽減が受けられない場合があります。

【納付が困難な人は相談を】 災害や疾病、失業など、やむを得ない事情がある場合は、分割納付や減免などの相談に応じています。

●問い合わせ先 ▼国保の資格Ⅱ市民課 国民年金係(☎・内線1077) ▼国保の税額Ⅱ税務課 市民税係(☎・内線1127)

新型コロナウイルス感染症についての相談先

●発熱など症状がある場合は かかりつけ医またはいわて健康フォローアップセンターに電話相談を ▶いわて健康フォローアップセンター(☎0570-089-005=24時間対応)または可能な限り平日・日中に外来対応医療機関へ相談・受診 ▶外来対応医療機関は右のQRコードを参照



空き家活用のための改修費を助成します

市は空き家を地域活性化に活用しようとする団体に改修費用の一部を助成します。

●助成対象事業 ▼空き家を地域交流施設として活用しようとする事業 ▼空き家を活用した活動がおおむね10年間維持できる見込みがある事業 ▼空き家を居住利用しない事業 ▼他の補助などを受けていない事業

●対象空き家 ▼市内にある個人が所有する空き家 ▼1年以上空き家になっている住宅(賃貸事業に使用した住宅を除く) ▼専用住宅または併用住宅(床面積の2分の1が居住用)

●対象団体 ▼空き家を所有または賃貸して活用しようとする団体 ▼10年以上継続して事業を実施する意思がある団体 ▼代表者および役員に市税の滞納がない団体

●対象経費 ▼台所、洗面台またはトイレの改修工事 ▼給排水、電気またはガス設備の改修工事 ▼屋根または外壁などの外装の改修工事 ▼壁紙の張

空き家解体費用の一部を助成します

市は老朽化した空き家を解体し、その敷地の有効活用を進めるため空き家の解体および撤去費用の一部を助成します。

●対象空き家 ▼市内にある個人が所有する住宅 ▼1年以上空き家である住宅(賃貸事業に使用した住宅を除く) ▼専用住宅または併用住宅(床面積の2分の1が居住用)であり昭和58年6月までに竣工した住宅 ▼老朽度の評点が100点以上の住宅

●対象者 ▼市税の滞納がない所有者またはその相続人 ▼すべての権利者から同意を得ている人

●対象工事 ▼空き家の全部

り替えなどの内装の改修工事 ▼増改築工事 ▼耐震補強工事 ●補助限度額 工事費の3分の2とし100万円を上限とする

●申請期限 6月30日(金)まで

●問い合わせ先 防災安全課 地域安全係(☎・内線1265)

森林の伐採と林地開発 事前手続きが必要で

森林を伐採するときは伐採を開始する90日から30日前までに、1畝以上の林地開発(太陽光発電設備を設置する場合は0.5畝以上)をするときは事前に届け出や許可申請などの各種手続きが必要です。

●問い合わせ先 ▼保安林以外の森林での立木の伐採Ⅱ農林課 業係(☎・内線1339) ▼保安林での立木の伐採や土地の形質の変更Ⅱ盛岡広域振興局 林務部

を解体撤去する工事 ▼他の補助などを受けていない工事 ●補助限度額 工事費の3分の2とし100万円を上限とする

●申請期限 6月30日(金)まで

●問い合わせ先 防災安全課 地域安全係(☎・内線1265)

●問い合わせ先 地

●問い合わせ先 地 域福祉課 児童福祉係(☎・内線1106)



業務で使用する計測器 定期検査をお忘れなく

取引、証明に使用する計測器は2年に1度の検査が義務付けられています。該当する計測器は必ず受検してください。また、検査を受けたことがない計測器は事前に登録が必要

対象地区	検査会場	月日	時間
大更・田頭地区	八幡平宮農経済センター ※旧西根総合支所	7月3日(月)	午前10時から正午まで 午後1時から3時半まで
平館・寺田地区	八幡平宮農経済センター ※旧西根総合支所	7月4日(火)	午前10時から正午まで 午後1時から3時まで
松尾地区	松尾コミセン	7月5日(水)	午前10時から正午まで 午後1時から3時まで
荒沢地区	安代総合支所 車庫	7月6日(木)	午前10時から正午まで
田山地区	田山支所 車庫	7月6日(木)	午後1時半から3時まで

※正午から午後1時の間は受け付けできません。

●検査手数料 250円、※種類により異なります。

●問い合わせ先 商工観光課 商工労政係(☎・内線1318)